

水産エコラベル認証の現状と課題

水産における環境問題への新たなアプローチ

専任研究員 鴻巣 正

〔要 旨〕

- 1 限られた水産資源を利用し続けるために、漁業は環境問題との調和を求められている。過剰漁獲による水産資源の枯渇が大きな問題となるなか、水産資源を持続的に維持していくためには、漁業者のみならず一般消費者を含めた取組みと理解が不可欠である。水産エコラベル認証は、消費者にメッセージを発する手段として重要性を増している。
- 2 FAO（国連食糧農業機関）は、環境と調和した持続的な水産資源の利用や生態系の保全に関する一般原則を提起し、水産エコラベル認証の枠組み形成を主導してきた。しかし、水産エコラベル認証の状況は各国の漁業事情や利害関係もあって、かなり複雑である。例えばEUでは、加盟国における水産エコラベル認証が遵守すべき要件を定めていこうというアプローチであり、国情を反映した認証制度が模索されている。
- 3 漁業は環境保護運動の影響を強く受けており、水産エコラベル認証についても環境や自然保護団体の活動が起点になっている場合が多い。環境NGO等を中心とした水産エコラベル認証は、生態系の保全や過剰漁獲の阻止、海洋の回復等の観点から普及をみており、その活動は年々影響力を増している。
- 4 日本独自の水産エコラベル認証として、2007年にMEL（マリンエコラベル）ジャパンが発足した。MELジャパンによる認証は、漁業管理の実態を踏まえて基準を作成し、審査を行うことを特徴としている。日本の漁業の特性に適した水産資源の管理のあり方と不可分の関係にあり、特に資源回復計画の取組みと関連している。
- 5 水産エコラベル認証は実際の認証があまり進んでいない現実がある。むしろ様々な利害関係があって、本来の理念を実現するまでにはいたっていない。また養殖業の認証や貿易との調和等の課題を抱えている。日本も水産物輸入国としての役割とともに、消費者を含めて、資源の無駄をなくし資源の維持・確保への貢献が求められる。
- 6 欧米諸国は環境政策や資源保護に戦略的な対応を進めており、環境に関する制度を次々に導入している。水産エコラベル認証は、水産資源管理や生態系保全の取組みの成果を認証として可視化するものである。水産資源の枯渇を防止し、持続的漁業を確立していくためには、漁業者のみならず消費者や流通加工業者を含めた総合的な施策が必要である。水産エコラベル認証もその一環としての位置付けと展開が望まれる。

目次

はじめに

1 水産エコラベル認証をめぐる経緯

(1) エコラベル普及への国際的合意

(2) 水産エコラベル認証の導入

2 欧州における水産エコラベル認証

(1) EUにおける枠組み

(2) 欧州諸国の動向

3 環境NGO等による水産エコラベル認証

(1) MSC認証の普及

(2) 民間水産エコラベル認証の展開

4 日本独自の水産エコラベル認証

(1) MELジャパンの発足

(2) 認証の概要

5 水産エコラベル認証の課題

(1) グローバルな課題

(2) 日本における課題

おわりに

はじめに

限られた水産資源を利用し続けるために、漁業は環境問題との調和を求められている。地球温暖化や環境保全、生物多様性等への関心が高まるなかで、過剰漁獲による水産資源の枯渇が大きな問題となっている。水産資源を持続的に維持していくためには、漁業者のみならず一般消費者を含めた取組みと理解が不可欠である。

しかしながら、消費者が普段食べている水産物が、どのような資源状態のなかで漁獲されているかほとんど知られていない状況がある。水産エコラベル認証は、資源保全に十分留意して漁獲された水産物であるというメッセージを発する手段であり、消費者への理解を広めるツールとして重要性を増している。

日本独自の水産エコラベル認証としてMEL（マリンエコラベル）ジャパンが発足したが、その取組みは端緒にすぎたばかり

である。資源管理の重要性に関する啓蒙活動を強化する手段として水産エコラベル認証の普及という課題がある。

本稿では、水産エコラベル認証がどのような枠組みで進められ、漁業と環境問題の調和という理念の実現に向けていかなる条件整備が必要か考えてみたい。

1 水産エコラベル認証をめぐる経緯

(1) エコラベル普及への国際的合意

a アジェンダ21の採択

エコラベル制度は、一定の環境基準に適合している製品に対し認証を与え、定められたラベルを表示することを認める仕組みである。エコラベル認証は、1992年にブラジルのリオデジャネイロで開催されたUNCED（国連環境開発会議）において環境管理の有効な手段として国際的に認識された。ここで環境分野における国際的取組みの行動計画であるアジェンダ21を採択し、

その一環としてエコラベル認証を促進していくこととした。

アジェンダ21の採択を受けて、水産の分野についてもFAO（国連食糧農業機関）、OECD（経済協力開発機構）、ISO（国際標準化機構）、WTO（世界貿易機関）といった国際機関の場で、エコラベル認証の枠組みや原則について検討されてきた経緯がある。このなかで水産エコラベル認証を主導したのはFAOである。

b 責任ある漁業のための行動規範の採択

95年に開催された第28回FAO総会では、「責任ある漁業のための行動規範」が採択された。国際的な漁業管理の枠組みや各国の漁業政策策定の基本的理念が協議され、12条からなる行動規範を提起している。特に第6条の「一般原則」において、責任ある漁業における環境と調和した持続的な水産資源の利用や生態系の保全に関する理念^(注1)、基本原則を提示した。責任ある漁業の行動規範は、99年のローマ合意や2001年のレイキャビック宣言を経て、より具体化されていく。

水産エコラベル認証についても、水産資源の管理や生態系の保全といった行動規範を具体化する手段として検討が進められた。

(注1) 渡辺・小野(2000)に第6条の「一般原則」19項目について解釈とコメントがなされている。

(2) 水産エコラベル認証の導入

a MSC認証のインパクト

水産エコラベルに関して、ロンドンに本

部を置くMSC（海洋管理協議会）による認証開始は、大きなインパクトとなった。MSCによる認証開始は、各国政府や関係機関、水産関係者など様々な利害関係者に多様な反応を誘発した。

例えば、ノルウェー、アイスランド、デンマークなどEU諸国を主要な輸出先とする諸国では、MSC認証の影響が強く受け止められ、北欧閣僚理事会^(注2)で水産エコラベル認証について協議が行われた。それを受けて北欧諸国では00年に水産エコラベル認証の基準を提案した。

b FAOガイドラインの採択

北欧諸国の働きかけもあって、FAOでは水産エコラベル認証の協議を急いだが、国際機関として認証制度の制定には至らなかった。このため、加盟国はFAOに対し水産エコラベルのガイドライン作成を求めた。これを受けFAO水産委員会において、「海洋漁業からの漁獲物と水産物のエコラベル認証のためのガイドライン」^(注3)が05年に採択された。FAOガイドラインは、責任ある漁業の行動規範を背景としており、様々な水産エコラベル認証の指針となっている。

(注2) 北欧閣僚理事会とは、北欧諸国における共通関心分野への協力のため、政府間条約により設けられている機関。

(注3) FAOガイドラインの概要については、西村(2008)63～73頁に要約されている。

2 欧州における水産 エコラベル認証

(1) EUにおける枠組み

a 水産エコラベル認証の検討

EU（欧州連合）のエコラベル認証は環境政策における重要な手段となっており、理事会規則に規定されている。特に水産エコラベル認証については、関連する機関の意見に相違が大きく、欧州議会および閣僚理事会が関与する重要事項となっている。このため漁業および養殖業に関するEU漁業・養殖業諮問委員会で主に審議されている。この諮問委員会のもとに加盟国の水産エコラベル認証の調整を行うグループが組成されている。

EUにおける水産エコラベル認証は97年に漁業・養殖業諮問委員会において検討が開始されたが、共通の指標に関する認識の相違があり、みるべき成果には至らなかった。しかしながら、水産資源保全の重要性から、03年の改正共通漁業政策において、共通漁業政策を統合化していく手段として水産エコラベル認証を位置付けていこうという検討が進められた。さらに水産エコラベル認証に関するFAOのガイドラインが出されて以降、ガイドラインにもとづく認証についてEU域内での適用に関する議論が開始され、07年に検討の成果が公表された。^(注4)

b EUにおける動向と注目点

EUにおける水産エコラベル認証の枠組みは、加盟国における水産エコラベル認証が遵守すべき要件を定めていこうというものである。こうしたなかで環境NGO等の団体は、EU内で流通する水産物はエコラベル認証を取得としたものに限定しようという働きかけを強めている。このため現在進められている共通漁業政策改革において、水産エコラベル認証がどのように位置付けられるか注目されるところである。

さらにEU規則でIUU（違法・無報告・無規制）漁業への規制が適用された。水産エコラベル認証は、このIUU漁業規制の有効な手段の一つとみなされており^(注5)、IUU漁業規制とも結びついて展開するものとみられる。

(注4) 比較的混同されやすい概念に「水産トレーサビリティ」がある。トレーサビリティは、生産、加工、流通の各段階を通じて、追跡、遡及することを可能にする仕組みある。EUでは欧州委員会の協調行動プログラムの一環で、水産トレーサビリティとして「Tracefish」に取り組んでいる。

(注5) 漁獲証明を発行するにあたって漁業認証を義務づけ、認証の基準として生態学的に持続可能な水産資源管理のガイドラインを導入する方法である。

(2) 欧州諸国の動向

a フランスの動向

フランスは仏領ポリネシアやニューカレドニア、仏領南極などの海外領土を統治している。このフランス領の海外島嶼地域を含めた領海及び排他的経済水域は1,100万km²に達し、世界第2位の経済水域を有するといわれている。フランスは水産物の主要な輸入国であると共に、養殖業を含めた

漁業生産ではEU諸国で第2位の漁業国でもある。

フランスは、サルコジ大統領の政権下で環境グルネル政策を実施している。COMOP21（海洋および沿岸域の統合的管理の専門委員会）のもとに、08年に商業漁業および遊漁作業グループを設置し、水産エコラベル制度の創設や水産資源管理の取組みについて検討を進めた。この結果、持続可能な漁業のための基準や認証および検査のための手続きを、国家海洋・沿岸域審議会の意見を徴した後に政令で定められるとした。水産エコラベル認証については、OFIMER（全国水産養殖同業者連絡会）を主体に具体化が進められている。^(注6)

フランスは、特にマグロをめぐる漁獲規制やIUU漁業規制に直面しており、水産トレーサビリティを重視している。水産エコラベル認証についても共通漁業政策改革を意識した取組促進をはかっており、認証比率を早期に引き上げることを目標にしている。

b デンマークの動向

デンマークはEU域内でも漁獲量の多い漁業国である。大型漁船による単一魚種を目的とした漁業も発達しているが、同時に沿海漁業の割合も高い。5トン未満の漁船の割合が高く、漁業者による漁業協同組合も沿海に組織されている。デンマーク漁業の特徴は、企業的漁業と沿海漁業の共存である。

デンマークのDSLS（デンマーク海洋保全協会）は、00年に漁船漁業による漁獲物についてエコラベル規範を提案した。この

DSLS認証は、沿海漁業を念頭においた基準とみることもでき、漁船の能力や漁獲方法に力点を置き、海洋の保全やエネルギー消費の縮減にも特徴があった。DSLS認証は、限られた漁業者や水産物について適用された方式であるが、水産資源管理の多様性を前提とした場合、注目される認証であった。デンマークではまた、漁業者を含む環境生態ネットワーク組織が、主に沿海漁業を対象に海の汚染を防止する取組みとしてエコラベルの仕組み導入をはかっている。

デンマークの漁業ではタラとニシンが漁獲量、生産金額でも大きなウェイトを占める。またノルウェーからの輸入が多く、自国の水揚げとともに加工され、主にドイツなどのEU諸国に輸出されている。

デンマークにおける水産エコラベル認証では、輸出向けのニシンやサバ等の多獲性魚でMSC認証を申請する動きがある。また一方では、北欧型の漁業に適合的な後述のKRAV（クラブ）認証取得の動きもある。デンマークにおける水産エコラベル認証は、複数の認証が競合し淘汰され、それぞれの漁業に適合した認証制度が選択されていくとみられる。

c アイスランド（EU未加盟国）の動向

アイスランドは、欧州地域における有数の水産物輸出国であり、自国経済において水産業の重要性が高い。アイスランドは、FAOと共催で01年10月に「海洋生態系における責任ある漁業に関するレイキャビック会合」を開催し、いわゆる「レイキャビ

ック宣言」を採択している。

アイスランドの水産エコラベル認証に対する考え方は、レイキャビック宣言で採択された「14の技術指針」を基本においている。また、水産エコラベル認証の導入に関し3つの段階を設定し、第2段階で「Iceland Responsible Fisheries」というロゴのエコラベルを創設した。さらに第3段階として10年にFAOガイドラインに基づく第三者機関による認証を開始する。

アイスランドの水産エコラベルは、政府が責任をもつ漁業を対象とする認証である。アイスランド経済において漁業での雇用や水産物輸出は非常に重要であり、国情を反映した水産エコラベル認証の確立が進められている。

(注6) フランスの状況は遠藤(2009)に詳しい。

3 環境NGO等による 水産エコラベル認証

漁業は水産生物の生態系にかかわるため、環境保護運動の影響を受けてきた。水産エコラベル認証についても、環境保護、自然保護団体の活動が起点となっている場合が多い。特に、欧米諸国を中心に環境NGOなど民間団体による水産エコラベル認証が普及している。

(1) MSC認証の普及

a MSCの概要

MSC(海洋管理協議会)は、自然保護NGOであるWWF(世界自然保護基金)と

ユニリーバ社のパートナーシップとして97年に設立され、現在はNPOとして運営されている。ロンドンに本部を置き、MSC認証制度の管理運営にあっている。ロンドン本部が欧州、アフリカ、中東を統括し、USAと豪州に地域統括事務所をおいている。またイギリスやUSAを中心とした各種の財団、信託基金、企業、公的機関等からの寄付や助成金等で運営されており、役員会、技術諮問委員会、ステークホルダー協議会が組織されている。

MSCは、過剰な漁獲による資源枯渇を防ぐため、資源の持続可能性、生態系保全、有効な管理システムを柱とした「持続可能な漁業のための原則と基準」を定めている。MSCの認証プログラムは第三者認証であり、審査機関を認定し、認証審査は審査機関が行っている。

b MSCによる認証の動向

MSCの認証取得は、USA、イギリス、カナダなど英米系の国に多く、本審査中を含めると、この3国で59%を占める(第1表)。

USAの漁業政策は環境運動の影響を強く受けているといわれる。96年に改正され

第1表 MSC認証取得漁業・本審査中漁業の
国別内訳

(単位 認証漁業数)

	認証取得済	認証取得予定	本審査中	計
USA	10	-	19	29
イギリス	7	3	17	27
カナダ	-	3	19	22
その他諸国	10	9	35	54
計	27	15	90	132

資料 MSC年次報告書2008/09年度

たマグナソン・スティーブンス漁業資源保存管理法において、水産資源を保護・管理する制度が格段に整備された。過剰漁獲をなくすとともに過剰漁獲されていた資源の回復を目標としており、MSCの認証取得にも早くから取り組んできた。^(注7)

カナダは水産物の8割を輸出しており、USAとEU向けで65%に達する。カナダでは、特に水産物の輸出を円滑に進める観点から、近年MSC認証の取得を拡大している。また、USAとカナダの環境保護団体は、08年に「持続可能な水産物を促進する連盟」を結成し、小売業界等との連携を積極的に進めている。例えばウォルマートカナダは、持続可能な天然魚、養殖魚のみの提供を目指している。

MSC認証取得は07年ごろから増加しており、デンマークやノルウェーなど北欧諸国の水産物輸出国にも取得の動きが広がっている。日本では、京都府機船底曳網漁業連合会によるズワイガニとアカガレイの認証が最初で、土佐鯉水産グループの「鯉1本釣漁業」も認証を取得した。水産エコラベル認証では、世界的にもMSCが先行している。

(注7) 米国の水産資源管理には、消費者や環境団体を含む利害関係者が広く参加している。

(2) 民間水産エコラベル認証の展開

a FOSの特徴

FOS(フレンドオブザシー)は、海洋秩序と資源の保護を目的として、06年にNGOとして登録された団体である。設立者はイルカの混獲阻止を進めたNGOから

スタートしており、環境保護を重要なミッションとしている。FOSの前身組織による認証では、86年の「ドルフィンセーフ」、91年の「マングローブえび養殖」、94年の「タートルセーフ」などが有名である。

FOSの認証基準では、公的機関で枯渇、過剰漁獲と評価された漁業資源は認証の対象にしていない。またIUCN(国際自然保護連合)レッドリストに記載されるクロマグロや北大西洋のタラなどの漁業資源は排除している。さらに漁船漁業による漁獲ばかりでなく養殖業も対象にしており、FAOガイドラインに必ずしも準拠したものではない。FOSは、近年認証を伸ばしている団体で、漁業認証の基準を簡略化し、大手小売店や生協など流通への普及促進をはかっている。

b KRAVによる水産認証

スウェーデンは、多国間環境ラベルであるノルディックスワンに代表されるように、エコラベルの先進国である。オーガニック製品については、民間団体であるKRAV(クラブ)による有機認証が広く普及している。KRAVはEU規則およびIFOAM(国際有機栽培連盟)の基本基準に従って認証を行ってきた。

KRAVによる水産物の認証は、スウェーデン、ノルウェーにおけるサケ類の養殖業の有機認証から始まり、現在では持続的漁業による水産物の認証へ対象を拡大している。また、01年からスカンジナビア地域における持続的漁業に関する基準や認証方法

の整備を進め、水産資源評価、漁船の許可、漁法、水揚・加工法の4項目を基本基準にして漁業認証を行っている。

c 環境NGO等による認証の特徴

環境NGO等を中心とした認証のなかでも、MSCやKRAVは、FAOガイドラインを重視している点に特徴がある。また第三者機関による認証により、認証過程の透明化をはかり、資源を枯渇させない持続可能性の保持と海洋の回復という点に重点を置いている。

環境NGO等を中心とした水産エコラベル認証が果たした貢献は、生態系の保全や過剰漁獲の阻止、環境保護の重要性を普及させた点である。環境NGO等の活動は年々影響力を増しており、特に天然水産資源の保護に対する圧力は相当大きなものになっている。一方で各国漁業との調和等、様々な観点から課題を提起していることも否めない。

4 日本独自の水産 エコラベル認証

(1) MELジャパンの発足

a 設立の背景と経緯

05年にFAOの政府間技術会合において、水産エコラベル認証に関するガイドラインが合意され、MEL（マリンエコラベル）ジャパンを設立する起点となった。これを受けて、大日本水産会内に水産エコラベル対策検討委員会が設立されて制度導入が進め

られ、07年12月に日本初の水産エコラベル認証として発足した。

MELジャパンによる認証の特徴は、科学的根拠に基づく生態系の保全や水産資源管理にとどまらず、漁具や漁法、漁業調整、漁業許可等にかかわる内容を含んでおり、日本の水産資源管理の特性や環境問題への取組みを反映している点である。このためMELジャパンによる認証は、日本の漁業の特性に適した水産資源や漁業の管理のあり方と不可分の関係にあり、漁業と環境問題との調和を重視している。

b 制度の仕組みと運営

MELジャパンは認証制度の運営機関であって、民間が主体となる組織として事務局は大日本水産会内に置かれている。審査機関としては、現在のところ(社)日本水産資源保護協会が登録されており、同協会が申請の受付、審査を行っている。実際の申請にあたっては支援機関の存在が不可欠であり、地域における団体等がこれにあっている。例えば愛知県におけるイカナゴ漁業の生産段階認証および関連する流通加工段階認証の取得にあたっては、地元の漁協や水産試験場、商工会等が支援機関として重要な役割を果たしている。

MELジャパンによる認証は、主として漁業者に対する「生産段階認証」と流通加工業者に対する「流通加工段階認証」がある。^(注8)

(注8) 制度の詳細については、西村(2008)15~47頁を参照されたい。

(2) 認証の概要

a 生産段階認証

MELジャパンの生産段階認証は、日本の漁業管理の実態を認識した上で、基準を作成し審査を行うことを特徴としている。資源評価については(独)水産総合研究センターや都道府県水産試験場などの公的機関が、各種調査を実施しサポートしている。

管理体制に関する要件、対象資源に関する要件、生態系への配慮に関する要件をもとに認証基準が設けられ、評価・審査を行う。第2表は、愛知県の「いかなご船びき網漁業」の生産段階認証について簡記したものである。

b 流通加工段階認証

流通加工段階認証では、生産段階認証を受けた対象水産物が、認証されていない水産物の混入なしに加工・流通することを審査の重点に置いている。加工段階における工程管理や流通段階における調達と販売のトレーサビリティを確認するものである。

流通加工段階の事業者を審査するにあたっては、内部管理体制に関する要件、仕入れ、加工及び出荷の記録に関する要件とこれに対応する認証基準を定め、ガイドラインとなる認証指針を定めている。第3表は、愛知県のイカナゴ漁業の生産段階認証に関連する流通加工段階認証について簡記したものである。

第2表 愛知県の「いかなご船びき網漁業」の生産段階認証

要件	認証基準	「いかなご船びき網漁業」の認証
管理体制に関する要件	漁業許可の取得審査	愛知県漁業調整規則に基づく、愛知県知事の許可。漁業者、漁業実態、漁具・漁法、漁獲量、漁業形態・経営、消費・流通の現状が詳細に把握されている。
	資源に関する規制、取決めの遵守	資源の保護育成及び操業秩序の維持等を目的として、イカナゴ漁業を営む漁業者全員が参加する連合会を組織し、資源管理に取り組む。
	関係者への啓発・普及活動	関係漁業者を対象とした漁業者説明会を水産試験場が開催し、周知をはかっている。
対象資源に関する要件	資源管理の確立及びモニター	伊勢湾・三河湾イカナゴ資源回復計画が公表され、愛知、三重の両県漁業者により、資源回復の取組みが計画的に行われている。水産試験場による稚魚調査や試験びき調査でモニターし、Delury法を用いて残存資源尾数を把握している。
	記録の保管及び外部公表	調査結果は「イカナゴ情報」として関係者に送信するとともにWEBページでも公表している。漁獲成績も毎年、水産庁に報告され、漁業資源評価の基礎資料に活用される。
	関係者への啓発・普及活動	イカナゴ漁業者説明会を開催し周知をはかるほか、水産加工業者が所属する団体が開催する会議でも啓発をおこなっている。
生態系への配慮	資源の生態学的観点からの研究	イカナゴの分布・回避、年齢・成長、成熟・産卵、被捕食関係等の生態学的研究が実施されている。水産試験場の調査を基に水産庁及び水産総合研究センターにより評価が行われる。
	環境負荷軽減に対する取組み・調査	漁船の廃棄物の排出規制が法令で定められ、規制遵守のため、漁業協同組合ごとに取扱い、処理している。愛知県が公共用水域水質監視調査を実施している。
	環境保全への取組み	漁業者や地域団体等が中心になって、漁場環境保全活動を積極的にこない、漁協単位に活動状況を取りまとめている。
	無用な漁獲の軽減・回避	イカナゴ漁業は、伊勢湾・三河湾において分布がきわめて少ない冬季に操業されるため、他の生物の混獲はほとんどない。
	関係者への啓発・普及活動	資源評価対象生物の生態学的な視点からの科学的調査や生態系保全についての措置について、水産試験場が説明している。

資料 「いかなご船びき網漁業」の申請資料をもとに作成

第3表 愛知県イカナゴ加工の流通加工段階認証

要件	認証基準	生産段階認証に関連するイカナゴ加工
内部管理 体制	管理体制	申請者は南知多町において、シラス及びイカナゴの煮干加工製造を行う個人商店として創業し、原料の仕入れから加工・販売に至る業務全般は代表が責任者として統括管理している。
	管理体制の実証	原料の仕入れ、加工、商品の保管及び出荷は、責任者である代表が台帳、日報、管理帳を作成・記録し、仕入れロット単位で区分して加工し、製品にロット番号を付し管理している。
仕入れ加工及び出荷の記録	仕入れ	MEL生産段階認証を取得した連合会に加盟する漁船が漁獲したことを、漁船名、仕入れかご数、落札額から漁業者、漁獲年月日等をさかのぼれる。
	加工	漁船名、かご数等をロットごとに区分して加工する。加工記録として加工日、商品名、船名、かご数、ロット番号、仕上がり数量等を日報に記録している。
	出荷	出荷年月日、ロット番号、出荷先、出荷数量、販売価格を管理帳に記録している。出荷箱にはMELロゴマークと認証番号を表示し、納品書にMEL認証製品であることを明示している。
	文書保管とトレーサビリティ	認証水産物の仕入れ、加工、出荷の経緯は、台帳、日報、管理帳に記録し、3年以上保管している。製品のロット番号により製品の原料仕入れから出荷までさかのぼって追跡できる。

資料 イカナゴ加工の申請ひな型をもとに作成

c 資源回復計画等との関連

MELジャパン制度発足後、認証を取得したのは4漁業に過ぎず、普及はこれからという段階である。MELエコラベル認証の第1号は、「日本海べにずわいがに漁業」で、鳥取県境港を根拠地とする大臣許可船12隻について認証が行われた。MELジャパンの認証は、特に資源回復計画への取り組みと関連している。

日本海におけるベニズワイガニを対象とする漁業のうち、大臣許可漁業の「日本海べにずわいがに漁業」の操業水域では、資源状態の悪化が急速に進んだ。^(注9) このため境港地区では、漁業者、加工仲買業者、荷受業者により境港ベニズワイガニ産業三者協議会を設立し、資源回復計画に取り組んできた。具体的には中長期的観点から水域に許可を有する「かにかご漁船」を対象に、休漁の実施、漁獲上限の導入、脱出口付きかごの導入、海底の清掃、保護区の設定、継続的モニタリング等を実施している。こうした資源回復計画への取り組みが基盤とな

って、生産段階認証の取得につながっている。さらに許可漁業については、漁船規模や漁具、操業海域、漁期等を法令で規制しており、漁業許可の面からも水産資源管理について厳しく義務づけている。

(注9) 05年4月公表、09年3月一部改正「日本海沖合ベニズワイガニ資源回復計画」による。

5 水産エコラベル認証の課題

(1) グローバルな課題

a 国際的な合意形成の促進

水産エコラベル認証については、過去10年以上にわたって様々な議論が行われてきたが、合意形成が進まないという現実がある。これまでの経緯から統一的な水産エコラベルの創設が難しく、認証基準について考え方の違いが大きい等、総論は理解できるが、各論では合意形成が難しいという状況があった。これには水産エコラベル認証が極めて多面的な要素を持ち、利害関係が複雑であることが背景にある。こうしたな

かで特定の利害を反映した水産エコラベル認証導入の動きもみられ、エコラベル制度そのものの信頼性にも影響しかねない。その意味で国際機関、特にFAOのリーダーシップが重要であり、漁業と環境問題の調和をはかる合意形成を如何に促進していくかが大きな課題である。

今後、水産エコラベル認証をめぐるのは、新たな認証制度が創設され、既存の認証制度を含めて相互に競合し、淘汰されていく過程を経るとみられる。一方で水産資源状況の悪化は年々進行しており、理念を具体化していく大きな潮流をいかにつくっていくかが求められる。

b 養殖業の認証

養殖業や栽培漁業による水産資源の確保や、藻場や漁礁の育成といった環境保全の取組みについても対象を拡大する必要がある。養殖業については、養殖場に大きな環境負荷を与えるとして、環境保全の重要な目標になってきた。

特にエビ養殖業においては顕著な汚染問題が多発し、国際的にも課題とされてきた。エビ養殖業は、アグリビジネスが中心となって著しい発展を遂げてきたが、極めて環境破壊的要素を有しており、環境規制への対応が強く求められている。産地側では、タイ漁業省による養殖エビの認証やバン格拉ディシュのエビ養殖認証といった取組みも行われてきているが、養殖エコラベル認証への対応を急ぐ必要がある。

養殖業のエコラベルについては、環境ラ

ベルの国際規格や表示を所管するISOの技術委員会で検討されてきた経過があるが、FAO水産委員会のイニシアティブが必要な領域といえる。

c 貿易問題との調和

水産エコラベル認証は、運用いかんによっては貿易の非関税障壁となる一面を有している。特に有名なのが、米国とメキシコ間で生じた、ドルフィンセーフラベルをめぐる紛争である。米国は、マグロの混獲からイルカを保護するため、イルカの混獲が一定基準以下のマグロを原料とする加工品にドルフィンセーフラベルを添付することができる制度を導入した。

エコラベル認証と貿易の非関税障壁化に関する問題は、95年にWTOが発足して以降、CTE（貿易と環境に関する委員会）やTBT（貿易の技術的障害委員会）で論議されてきた^(注10)。しかし、エコラベルに積極的な輸入国や先進国と消極的な輸出国や途上国との間に基本的な対立の構図を有しており、ドーハラウンドにおいても進展をみていない。

(注10) WTO協定との関連で課題となるのは、産品非関連PPMに基づくエコラベルで、現在、認証が行われている水産エコラベルは、この産品非関連PPMが主流である。

(2) 日本における課題

a アジア地域での役割

日本は、特にアジア諸国からの水産物輸入が多く、過去10年をみてもアジアからの輸入が増加傾向にある。一方で東南アジア

地域の水産資源は乱獲等によって急減して
^(注11)
いると指摘されている。アジア地域は膨大な沿岸零細漁業者を抱えるとともに、輸出型水産業の発展も目覚ましい。

輸出対象魚種では過剰漁獲による水産資源の減少や枯渇が顕著になっており、輸入国側の消費需要が、アジア地域における水産資源の枯渇を促進する一因になってきたともいえる。旺盛な輸入水産物需要が環境破壊や資源状況の悪化の背景にあるという認識にたつて、アジア地域における取組みを促進する役割が大きい。

b 認証の認知度の向上

現在、日本において水産エコラベル認証の実績のあるのはMELジャパンとMSCである。しかしMELが4漁業、MSCが3漁業と実際の認証があまり進んでいないという現実がある。その意味では、いかに認知度の向上をはかり、取組みを普及していくかが大きな課題といえる。

また認証の充実も課題である。例えばMELジャパンによる認証はローカルな漁業の認証が主体であるが、TAC（漁獲可能量）管理やTAE（漁獲努力量）管理の対象となる漁業の認証が進んでいない。このため業種別団体等とタイアップした指定漁業等の認証の充実をはかり、認証対象の拡大が求められる。

現状では水産エコラベル認証が目指す理念と現実のギャップが大きいのが実情であり、認証としての内実を充実させていく必要がある。

c 消費者選択の課題

水産エコラベル認証については、消費者の認識がなかなか進んでいない。特に大手流通チェーンにおけるMELジャパンの流通加工段階認証取得は進んでおらず、一般消費者が「マリンエコラベル」(第1図)に接する機会はきわめて乏しい。最も基本にあることは、資源管理に十分配慮して漁獲された水産物を、消費者が認識し選択できる機会や手段を提供することである。^(注12)

また消費者にとって、エコラベル認証水産物購入の経済的メリットが乏しいという状況もある。消費者が協力することにより、消費者がメリットを実感できる仕組みの導入についても検討する必要がある。^(注13)さらに国内においてはグリーン購入法上の適用も重要になる。グリーン購入法は、国等による環境物品等の調達を促進をはかる法律であり、認証水産物について学校給食等への導入や食育や環境教育への積極的活用も大きな課題といえる。

(注11) 加藤泰久(2008)『東南アジアの水産業とそれが抱える課題』水産振興第500号では、外貨を獲得する目的で発展してきた漁業は、東南アジア諸国の漁場の資源状態を急速に悪化させてきたとする。

第1図 「マリンエコラベル」のロゴ・マーク



出典 MELジャパン

(注12) 森田・馬奈木(2010)では、消費者調査を通じて、水産資源量に関する情報の内容や伝達方法が消費者の意思決定に影響があることの実証を試みている。

(注13) 例えば、消費税の減免やポイント制度の導入などが考えられる。

おわりに

欧米をはじめ各国は、環境政策や資源保護に戦略的な対応を進めている。特に欧州では、環境政策を最重要課題の一つと位置付け、環境に関する制度を次々に導入している。欧州の共通漁業政策改革においても水産資源管理が一層重要性を増すとみられ、規制強化の方向にある。今後、資源状況が悪化している水産物にエコラベル認証等を要件化する動きは急速に強まるとみられる。

これに対し日本の対応は端緒についたばかりである。水産エコラベル認証は、漁具や漁法、漁業調整、漁業許可を含めて水産資源管理のあり方にも影響を及ぼす課題である。認証の持つ意味はかなり多面的であり、主要な水産物輸入国として、戦略的な枠組みの構築と取組みの拡大が必要である。特に、理念の実現に向けて具体的な目標と工程表を提示していく必要がある。

水産エコラベル認証は、水産資源管理や環境保全の取組みの成果を可視化するものである。日本の水産資源管理は、漁獲量規制や漁業資源の増殖等を含めて総合的に実施されてきた点に特徴がある。また資源回復計画や漁場整備計画、環境・生態系保全

対策とあいまって、漁業者の自主的な取組みによる漁獲の管理や漁場環境保全は、現実的な方策として大きな役割を果たしてきた。こうした日本の水産資源管理や環境保全の体系を生かした水産エコラベル認証を普及させる必要がある。

一方、こうした水産資源管理や環境保全の取組みは、消費者にほとんど知られていない状況がある。水産エコラベル認証は、流通加工を含めてトレーサビリティの向上や企業の社会的責任の貢献に結びつくものである。水産資源の枯渇を防止し、持続的漁業を確立していくためには、漁業者のみならず消費者や流通加工業者を含めた総合的な施策が必要である。水産エコラベル認証もその一環としての位置付けと展開が望まれる。

<参考文献>

- ・遠藤愛子(2009)「フランスにおける海洋政策の動向」海洋政策研究財団
- ・西村雅志(2008)『マリン・エコラベル・ジャパン』水産振興第491号
- ・森田玉雪・馬奈木俊介(2010)「水産エコラベルの発展可能性」RIETI Discussion Paper Series10-J-037
- ・渡部浩幹・小野征一郎(2000)「『責任ある漁業』に関する一考察」『東京水産大学論集』第35号
- ・Wessells,C. Cochrane,K. Deere,C. Wallis,P. Willmann,R.(2001)“Product certification and ecolabelling for fisheries sustainability” FAO Fisheries Technical Paper 422
- ・Sainsbury, K(2008)“Review of Guidelines for Ecolabelling of Fish and Products from Capture Fisheries, and Recommended Minimum Substantive Requirements” Report for the Expert Consultation on Ecolabelling Guidelines

(このすただし)